

平成29年11月 船橋市国民保護計画修正案への意見

番号	所属	該当頁	該当箇所	修正及び変更を提案する文章 (校正後)	今回の地域防災計画(案)に記載されている文 章(校正前)	コメント(理由)	判定結果
1	関東農政局	本編 P17	【指定行政機関】機関の名称	関東農政局	関東農政局(千葉地域センター)		提案のとおり変更します。
2	関東農政局	本編 P17	事務又は業務の大綱	1 応急食料調達・供給支援 2 農業用ダムの安全確保 3 NBC(核・生物・科学兵器)攻撃等による汚染 農産物の安全性確認 4 家畜保護に関する配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措 置	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確 保 2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整		提案のとおり変更します。
3	船橋市(都市計画部)	本編 P3	2~4行目	(1)船橋市の実情・特性にあった計画 本市は、首都東京に近接し9路線ある鉄道や 国道、県道等交通網が整備されているなど重要 な都市施設や人口密集地域を有しており、本市 の地域特性を踏まえている計画としている。	文字の間隔をとりすぎており、詰める必要があ る。⇒このため、意味が理解できない状況となっ ている。		提案を受け、「本市は、首都東京に近接し、鉄道や国 道・県道など交通網が整備され、大規模な集客施設 や人口密集地域を有していることなど本市の地域特 性を踏まえている。」と変更します。
4	船橋市(都市計画部)					情報管理班として、建設局本部の設置につ いて、検討する必要があると考えます。	本計画に定めていない事項については、「船橋市地 域防災計画」を活用するため、武力攻撃事態等及び 緊急対処事態の際は、その被災状況に応じて、建設 局本部の設置を検討することとなります。
5	船橋市消防団	本編 P26.65	P26(1)非常通信体制の整 備 3行目 P65(1)情報通信手段の確 保 2行目	消防救急デジタル無線	消防無線		提案のとおり変更します。
6	船橋市消防団	本編 P93	④緊急消防援助隊等の応援 要請 3行目	「緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要 綱」	「緊急消防援助隊運用要綱」		提案のとおり変更します。
7	船橋市消防団	本編 P93	⑤消防の応援の受け入れ体制 の確立 1・2行目	消防庁長官の求め又は指示により緊急消防援 助隊の出動に関する求め又は指示が	消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出 動に関する指示が		提案のとおり変更します。
8	船橋市消防団	本編 P96	②生物剤による攻撃の場合 1行目 ③化学剤による攻撃の場合 1行目	資機材を活用し ※「を」が一つ多い	資機材を活用し、		提案のとおり変更します。
9	船橋市消防団	本編 P113	(1)表 消防の役割	除染活動	一次除染	・除染活動について(「一次除染」から「除染 活動」に修正する) 消防による除染活動は、ホットゾーン及び ウォームゾーンで活動した隊員及び資機材 に対し行うこととなり、一次除染や二 次除染等区別をしていないため「除染活動」 と文言を修正するもの。 併せて、医療機関の主な役割内の「二次除 染」も修正が必要になってくると思われま すので、検討をお願いいたします。 ※本編P 113・P116同様	提案のとおり変更します。医療機関の役割につい ても「二次除染」を「除染活動」に変更します。
10	船橋市消防団	本編 P116	(3)表 消防の役割	被害者の除染	被害者の一次除染	・除染活動について(「一次除染」から「除染 活動」に修正する) 消防による除染活動は、ホットゾーン及び ウォームゾーンで活動した隊員及び資機材 に対し行うこととなり、一次除染や二 次除染等区別をしていないため「除染活動」 と文言を修正するもの。 併せて、医療機関の主な役割内の「二次除 染」も修正が必要になってくると思われま すので、検討をお願いいたします。 ※本編P 113・P116同様	提案のとおり変更します。医療機関の役割につい ても「二次除染」を「除染活動」に変更します。

番号	所属	該当頁	該当箇所	修正及び変更を提案する文章 (校正後)	今回の地域防災計画(案)に記載されている文 章(校正前)	コメント(理由)	判定結果
11	船橋市消防団	資料編 P18	2 救急・救助事故速報 (例示)5項目目	上部の「・」と揃える	「・」が右にずれている		提案のとおり変更します。
12	船橋市消防団	資料編 P19	第3 直接速報基準 1行目	消防庁に報告すべき次の基準に	消防庁に報告すべき基準に		提案のとおり変更します。
13	船橋市消防団	資料編 P26	第2号様式 (注)1行目	(注) 第1報については、	(注) 第一報については、		提案のとおり変更します。
14	船橋市消防団	資料編 P27	第3号様式	救助活動の要否	救急活動の要否		提案のとおり変更します。
15	船橋市消防団	資料編 P31	第4号様式(その2)	2文字分右へ移動	※2の最終行がずれている		提案のとおり変更します。
16	千葉県葛南港湾事務所	本編 P12	下から5行目	本市には、千葉港があり、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に本市をはじめ市川市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800ヘクタールの日本一広い港湾である。年間入港船舶(平成28年)は、外航船4,268隻・94,960千総トン、内航船46,970隻・48,992千総トンであり、取扱貨物量は外国貿易92,337千トン・内国貿易61,996千トン、合計154,333千トンとなっている。また本市における千葉港には、公共岸壁として、船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。	(4)港湾 本市には、千葉港があり、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に本市をはじめ市川市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800ヘクタールの日本一広い港湾である。年間入港船舶(平成26年)は、外航船4,610隻・96,821千総トン、内航船47,064隻・47,417千総トンであり、取扱貨物量は外国貿易100,664千トン・内国貿易62,166千トン、合計162,830千トンとなっている。また本市における千葉港には、公共岸壁として、船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。		提案のとおり変更します。
17	千葉県葛南港湾事務所	本編 P13	3行目			水深10m岸壁5バースの中には、水深12m岸壁1バース(耐震強化岸壁)が含まれていると考えてよろしいですか。	ご指摘のとおり水深12mのものも含めていたため、記述を「水深10m岸壁4バース」に変更します。
18	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P3	3計画の特色 (1)全体			改行がおかしくなっているため修正が必要	提案のとおり変更します。
19	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P3	3計画の特色 (3)3～4行目	県国民保護計画に記載の～	県国民保護計画における～		提案のとおり変更します。
20	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P3	4船橋地域防災計画等との 関連 (1)6～7行	その態様に応じた大規模事故であると推定し、～	の態様に応じ、大規模事故であると判断し、～		千葉県国民保護計画の記載と合わせているため、このままの記載とします。
21	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P12	第4章2(2)② 3行目、9～10行目	前略)北総線の9路線がある。また、市内に停車駅はないが、都心から京成線、北総線を経由して成田空港に直結する成田スカイアクセスが平成22年7月に開通した。～ 9～10行目削除	前略)北総線の9路線がある。内陸部の～		船橋市地域防災計画の記載と合わせているため、このままの記載とします。
22	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P14	第4章3の4ポツ	・首都東京に近接し、東京への就業者が多いことや、ターミナル駅を擁していることなどから帰宅困難者の～	・首都東京に近接し、東京への就業者が多いことから～		千葉県国民保護計画の記載と合わせているため、このままの記載とします。
23	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P42	第5	要配慮者の支援体制の整備	要配慮者等の支援体制の整備		要配慮者以外の支援体制も一部含まれるため、このままの記載とします。
24	千葉県葛南地域振興事務所	本編 P68	第3の6	市の行う支援等の「等」の字のフォントが異なっている。			提案のとおり変更します。
25	千葉県葛南地域振興事務所	資料編 P15	火災・災害即報要領第1の4 の1行目	火災・災害等の即報に当たっては、		読点の一つ多い。	提案のとおり変更します。
26	千葉県葛南地域振興事務所	資料編 P24	火災・災害即報要領(災害即報)4ウ(イ)2行目	消防組織法第39条～	「39」の後ろに半角スペースが入っている。		提案のとおり変更します。